

公安委員会 説明資料No. 1	警備業の要件に関する規則等の 一部を改正する規則案について	平成25年12月12日 企画分析課 生活安全企画課 交通安全企画課
--------------------	----------------------------------	--

## 1 改正の趣旨

第183回国会において成立した不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第56号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、警備業の要件に関する規則等6規則について所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

改正法の施行により不動産特定共同事業法の一部の条の繰上げ等が生じることから、当該条を引用する以下の条項に技術的修正を行う。

- (1) 警備業の要件に関する規則第2条第42号
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条第42号
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条第42号
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第42号
- (5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条第42号
- (6) 確認事務の委託の手続等に関する規則第3条第42号

※ 上記(3)は、暴力団の指定要件の一つである犯罪経歴保有者の人数比率を算定する際の対象となる罪（暴力的不法行為等）として不動産特定共同事業法違反（不動産特定共同事業の許可申請書等に虚偽の記載をしてこれを提出した罪等）等を規定。

※ その他は、警備業の認定、風俗営業の許可、銃砲等の所持の許可、自動車運転代行業の認定及び放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人の登録の欠格事由に係る罪として不動産特定共同事業法違反（不動産特定共同事業の許可申請書等に虚偽の記載をしてこれを提出した罪等）等を規定。

## 3 施行期日

平成26年12月20日（改正法の施行日）

## 1 刑法犯認知・検挙状況

	H 25. 1~11	H 24. 1~11	増減数	増減率 (%)
認知件数	1, 214, 004	1, 278, 930	-64, 926	-5. 1
検挙件数	369, 060	410, 806	-41, 746	-10. 2
検挙人員	242, 188	266, 067	-23, 879	-9. 0
うち少年の検挙人員	51, 634	59, 987	-8, 353	-13. 9
検挙率 (%)	30. 4	32. 1	-1. 7 ポイント	

## 2 主な特徴点（前年同期比）

### (1) 認知状況

- 刑法犯認知件数は平成15年以降連續して減少。
- 包括罪種別では、窃盗犯は56, 173件(-5. 8%)、粗暴犯は928件(-1. 5%)、凶悪犯は213件(-3. 3%)それぞれ減少。  
他方、風俗犯は129件(1. 2%)、知能犯は2, 524件(6. 9%)それぞれ増加。  
知能犯のうち、詐欺が3, 130件(9. 9%)増加。
- 10年前（平成15年）と比較すると、刑法犯は52. 4%、凶悪犯は49. 7%、粗暴犯は14. 2%、窃盗犯は55. 8%、知能犯は40. 2%、風俗犯は5. 7%それぞれ減少。
- 重要犯罪の認知件数は86件(0. 6%)増加。罪種別では、強制わいせつが305件(4. 5%)、強姦が137件(11. 8%)それぞれ増加、強盗が306件(-9. 1%)減少。
- 重要窃盗犯の認知件数は8, 051件(-5. 8%)減少。侵入盗が6, 761(-6. 4%)、ひったくりが2, 022件(-21. 7%)それぞれ減少する一方、自動車盗が660件(3. 4%)増加。

### (2) 検挙状況

- 刑法犯検挙件数、検挙人員共に平成17年以降連續して減少。
- 包括罪種別では、全ての罪種で検挙件数、検挙人員が減少。  
窃盗犯は検挙件数で30, 378件(-11. 2%)、検挙人員で14, 316人(-10. 0%)それぞれ減少。
- 検挙率は30. 4%で1. 7ポイント低下。

## 3 今後の犯罪抑止対策

- 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進
- 子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪対策の推進
- 防犯ネットワークによる主体的な自主防犯活動の促進
- 初動捜査の高度化と的確な捜査指揮による検挙活動の推進
- 捜査の科学化の推進

## 1 経緯

福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の各公安委員会は、平成24年12月27日、道仁会及び浪川睦会（九州誠道会）を特定抗争指定暴力団等として指定（同年3月、6月、9月に同指定の期限を延長）した。

また、福岡県及び山口県の各公安委員会は、同日、五代目工藤會を特定危険指定暴力団等として指定した。

上記両指定とも、平成25年12月26日にその期限が満了することから、今般、上記各公安委員会において、両指定の期限を延長するもの。

## 2 特定抗争指定暴力団等の指定の期限延長

### (1) 指定の期限延長に係る指定暴力団

道仁会及び浪川睦会

### (2) 延長する期間

3箇月間（平成25年12月27日から平成26年3月26日まで）

### (3) 警戒区域

変更なし（別紙のとおり）

## 3 特定危険指定暴力団等の指定の期限延長

### (1) 指定の期限延長に係る指定暴力団

五代目工藤會

### (2) 延長する期間

1年間（平成25年12月27日から平成26年12月26日まで）

### (3) 警戒区域

変更なし（別紙のとおり）

## 4 今後の方針

上記各指定制度を効果的に活用するとともに、取締り及び警戒活動の徹底を図り、抗争事件及び事業者襲撃等事件の抑止に努める。

公 安 委 員 会	指定薬物の単純所持・使用等に対する 規制の新設等について	平成25年12月12日 薬物銃器対策課 犯 罪 鑑 識 官
説明資料No. 4		

## 1 本年における「脱法 ドラッグ」対策の推進状況

### (1) 薬事法の指定薬物への指定 (98物質→12月中に1,362物質)

- 薬事法に基づき、「脱法 ドラッグ」として流通又は流通のおそれがある未規制物質を順次指定薬物に指定し、輸入・販売等を規制。
- 本年、指定薬物の包括指定を初めて導入し、2月に合成カンナビノイド類772物質を指定薬物に指定。12月に合成カチノン類504物質を指定予定。
- 3度にわたる個別指定と併せ、指定薬物数は大幅に増加。

### (2) 指定薬物の麻薬への格上げ (158物質→166物質)

指定薬物に指定した後も流通している物質で、依存性等が認められるものを新たに麻薬及び向精神薬取締法の麻薬に指定。

### (3) 麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正 (10月1日施行)

麻薬取締官（員）に対し、指定薬物に関する捜査権等を付与。

## 2 指定薬物の単純所持・使用等に対する規制の新設（来年施行）

- 12月5日、第185回臨時国会において、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律が成立。
- 同法の施行によって、指定薬物についても、麻薬と同様に乱用者による単純所持・使用等が規制対象となり、乱用への抑止効果を期待。

## 3 今後の取組

### (1) 取締りの強化

指定薬物の単純所持・使用等事犯の取締りを徹底するとともに、乱用者からの突き上げ捜査による販売業者等の解明・検挙を推進する。

### (2) 鑑定体制の充実

各都道府県警察の科学捜査研究所における「脱法 ドラッグ」の迅速な鑑定のための体制強化を推進する。

- ・ 鑑定用資機材の整備
- ・ 指定薬物の鑑定用標準品の確保 等

### (3) 簡易鑑定の高度化

捜査現場における薬物簡易鑑定について、覚醒剤・麻薬等及びこれらと化学構造が近似した「脱法 ドラッグ」を高精度に判別する新規資機材の導入を推進する。

公 安 委 員 会	柏市内における強盗殺人事件の被疑者	平成25年12月12日
説明資料No. 5	検挙について（千葉県警察）	捜査第一課

### 1 発生年月日・場所

平成25年2月22日、千葉県柏市篠籠田地内路上

### 2 被害者

千葉県柏市

会社員 A (当時31歳)

### 3 被疑者

千葉県柏市

無職 ( ) (29歳)

### 4 逮捕関係

逮捕日時：平成25年12月7日午前10時05分 [通常逮捕]

逮捕罪名：強盗殺人

### 5 事業の概要

自動車盗グループの一員である被疑者は、上記発生年月日、被害者所有の普通乗用自動車を盗取した際、これを発見して同車のボンネットにしがみつくななどした被害者に対し、急加速、急制動を加えて同車から転落させ、同人を路面に衝突させるなどして死亡させて殺害したもの。

### 6 捜査経過

- (1) 現場周辺の防犯カメラ画像の解析等所要の捜査から、被害車両が千葉県内のヤードに持ち込まれていることを把握、同所から被害車両の一部を発見。
- (2) 犯行の手口、被害車両の処分状況から組織的な自動車盗グループによる犯行であることが窺えたため、同グループに対する捜査を推進。
- (3) 本件被疑者を含む自動車盗グループのメンバー複数名を別の自動車盗事件で逮捕し、これらの者の供述から上記 を被疑者と特定。

公 安 委 員 会 説明資料No. 6	厚生年金基金常務理事らによる 年金投資をめぐる贈収賄事件 の検挙について（警視庁）	平成25年12月12日 搜 査 第 二 課
------------------------	---	--------------------------

## 1 逮捕被疑者

### (1) 収賄被疑者

(60歳) 会社役員（前） 厚生年金基金常務理事兼運用執行理事

### (2) 贈賄被疑者

(36歳) 会社員（A証券株式会社社員）

## 2 逮捕事実の概要

被疑者は、厚生年金基金（以下「基金」という。）常務理事兼運用執行理事として、基金が行う年金給付等積立金の管理及び運用等の業務を総理していたもの、被疑者は、金融商品取引業者であるA証券株式会社であったものであるが

(1) 被疑者は、A証券株式会社が運用する金融商品に10億円を投資することを決定したことに対する謝礼の趣旨並びに今後も同様の金融商品を購入することに関して有利便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成24年4月下旬ころから同年8月下旬ころまでの間、海外旅行代金、ゴルフプレー代金、飲食代金等約90万円相当の接待を受け、もって自己の職務に関して賄賂を收受し

(2) 被疑者は、前記同様の趣旨の下に、前記の期間内において、前記に対し、前記の方法により、合計約90万円相当の接待をし、もって同人の職務に関して賄賂を供与したもの。

## 3 罪名及び罰条

収賄（刑法第197条）

贈賄（刑法第198条）

## 4 捜査の経緯

平成25年12月5日、被疑者両名を通常逮捕。

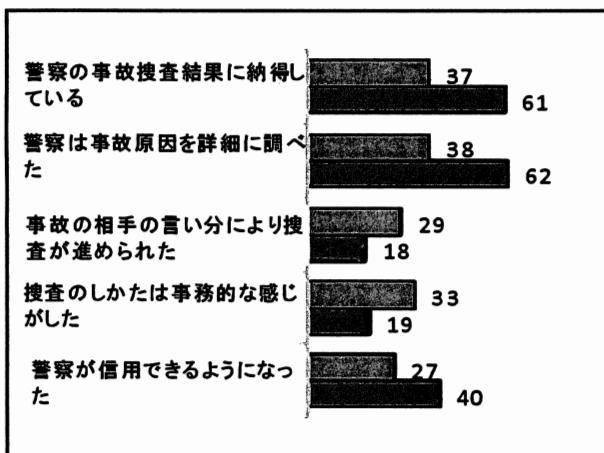
## 1 調査概要

交通事故被害者又はそのご遺族(以下「交通事故被害者等」という。)の実態等について、科学警察研究所交通科学部とともに、全国47都道府県の交通事故被害者等1,200人(内訳:ご遺族600人・重傷被害者600人)に対して、アンケート調査を実施したもの。

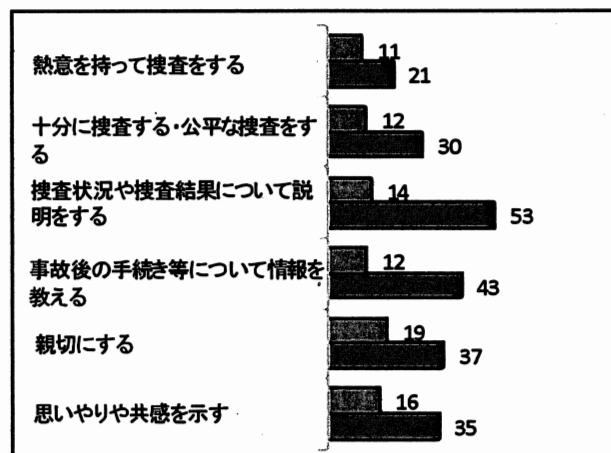
## 2 調査結果(概要)

- 交通事故のご遺族から回収した調査票(451票)を集計・分析し、平成9年に実施した同様の調査における調査票(491票)と比較した結果は次のとおり。 ■ H9 ■ H25 ※グラフの数字は%を示す

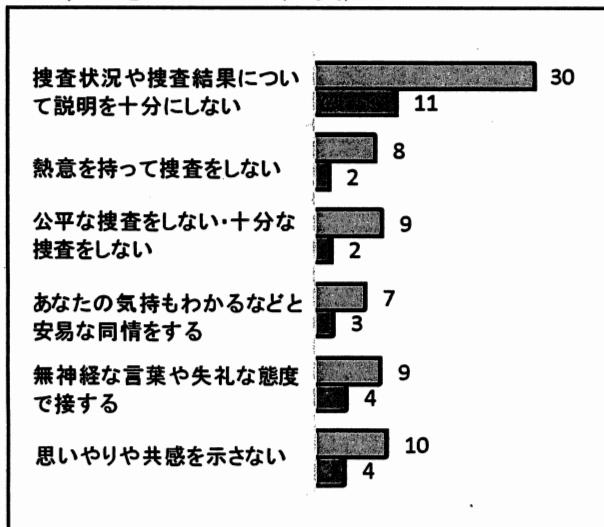
### ● 交通事故捜査に対する印象(3頁)



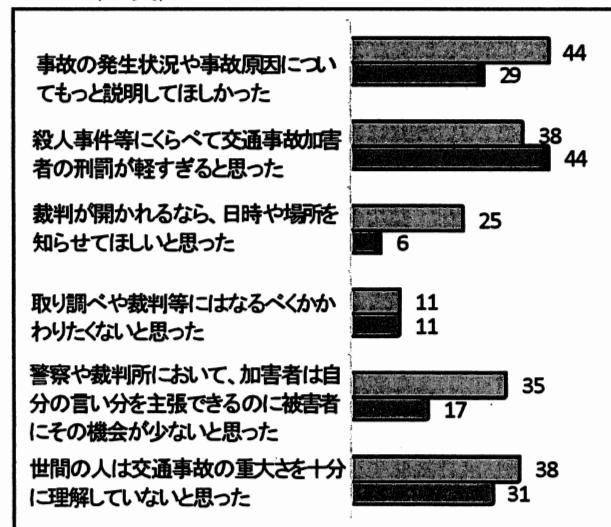
### ● 警察官が事故後にしてくれたことで嬉しかったこと(4頁)



### ● 警察官が事故後にしてくれたことで不愉快に思ったこと(5頁)



### ● 事故捜査や刑事手続きに対する意見(6頁)



## 3 調査結果を踏まえた今後の方針

被害者連絡調整官の設置(H20.4)等被害者支援の充実に努める取組が、一定の成果を上げたと考えるが、引き続き交通事故の発生状況や事故原因等の丁寧な説明を始めとする被害者支援の一層の推進を図る。